

概要版

## 第3期

# 御浜町子ども・子育て 支援事業計画

～一人ひとりが輝ける、笑顔あふれる子育てのまち～

令和7年度～令和11年度



令和7年(2025)3月

御浜町

# 1 計画の概要

## 計画策定の背景と趣旨

我が国では少子高齢化が進行し、令和4年には出生数が80万人を下回りました。国では「子ども・子育て支援新制度」のもと、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを推進してきました。

令和5年4月には「こども家庭庁」が設立されるとともに「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されています。

御浜町では、このような状況を踏まえ、「第3期御浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

## 「こども基本法」の6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

## 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、御浜町総合計画の子ども・子育て支援に関連する分野の個別計画として位置づけます。

第6次 御浜町総合計画  
令和3年度～令和12年度

基本理念 一人ひとりが、幸せを実感し、「みはま」らしく輝くまち

整合

第3期 御浜町子ども・子育て支援事業計画  
令和7年度～令和11年度

規定

### 子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法
- 関連整備法

### 関連する個別計画

- 御浜町地域福祉（活動）計画
- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 御浜町自殺対策計画 等

整合

## 計画期間

「子ども・子育て支援法」において、自治体は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとされています。そのため、本計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

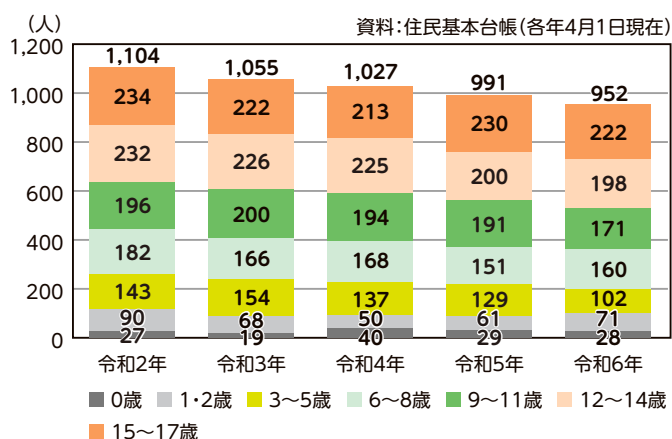
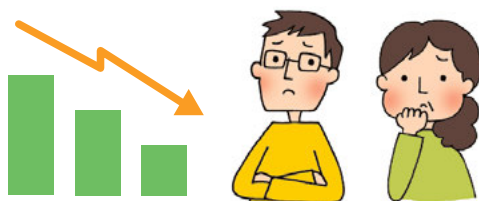
| 令和2年度   | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度   | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|--------|--------|
| 第2期計画期間 |       |       |       |       | 第3期計画期間 |       |       |        |        |

## 2

# 御浜町の子どもをめぐる状況

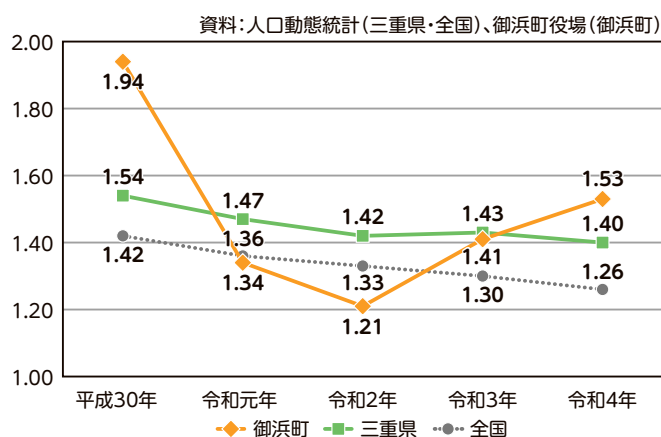
## 人口の状況

御浜町の0～17歳の子どもの人口は減少傾向が続いており、令和6年は952人となっています。



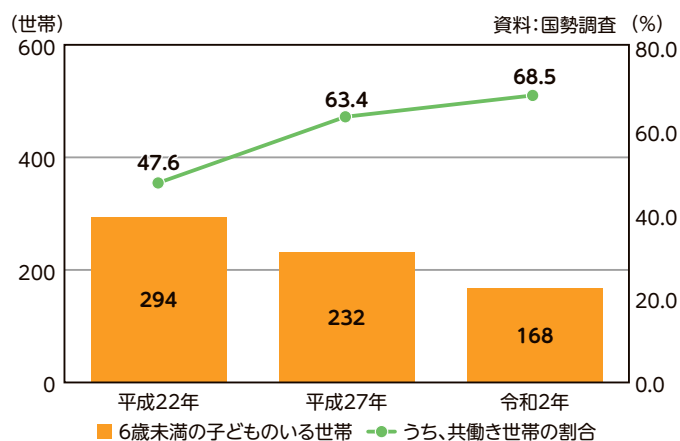
## 出生の状況

御浜町の合計特殊出生率は、令和3年に1.41と増加傾向に転じました。近年は、全国や三重県では減少しているのに対し、御浜町では増加する傾向がみられます。



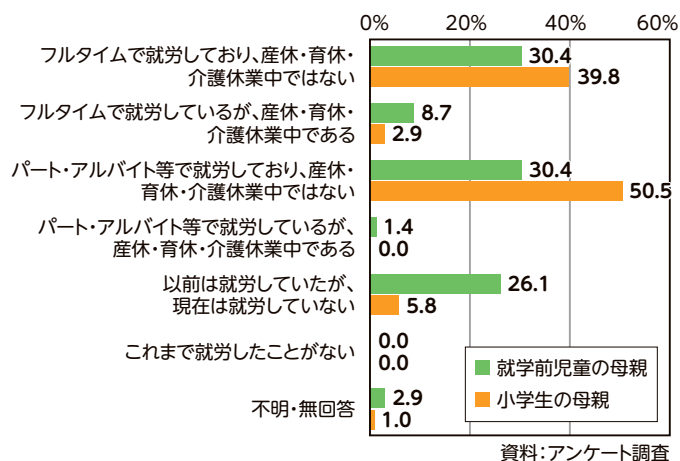
## 子育て家庭の状況

子どものいる共働き世帯の割合は増加しており、6歳未満の子どものいる世帯では68.5%が共働きとなっています。



## 母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」がともに30.4%となっています。小学生の母親では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が50.5%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が39.8%となっています。



# 3

## 計画の基本的な考え方

### 計画の基本方針

御浜町では、「子ども・子育て支援法」の目的を考慮し、次代を担う子どもたちの最善の利益が実現される社会を目指すという考え方を基本として、最適な子ども・子育て支援を推進してきました。

今後も、「こども基本法」の内容も踏まえながら、子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支援し、子・親・地域のみんながつながり、保護者が喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めます。

### 基本的な視点

#### 1 子どもの視点に 立った支援

「こども基本法」の理念に基づき、すべての子どもの権利を保障し、家族や地域の人々の愛情のもとに健やかに育ち、一人ひとりが自分らしく成長できる「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指します。

#### 2 切れ目のない支援

地域のニーズに応じた子育て支援を充実させ、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。保護者の気持ちに寄り添い、子育ての喜びを感じられるよう支援します。

#### 3 地域の支え合い

行政、地域住民、学校や園、子育て支援施設、企業等が協働し、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合う仕組みづくりに取り組みます。

### 施策の体系

本計画では、基本方針と3つの基本的視点に基づき、次の3つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

#### 基本方針

一人ひとりが輝ける、  
笑顔あふれる子育てのまち

#### 基本的視点

① ② ③  
子どもの視点に  
立った支援  
切れ目のない支援  
地域の支え合い

#### 基本 目標

#### 1 子どもがのびのび育つ環境づくり

- (1) 子どもの豊かな心を育むための支援
- (2) 障がいのある子どもや家庭に対する支援
- (3) 児童虐待への対応

#### 基本 目標

#### 2 いきいきと子育てできる環境づくり

- (1) 妊娠期からの切れ目のない支援
- (2) 子どもの発達・育育に向けた支援
- (3) 多様な教育・保育の推進
- (4) 子育てと仕事の両立のための環境整備

#### 基本 目標

#### 3 誰もが安心して生活できる環境づくり

- (1) 支援体制の充実
- (2) ひとり親家庭等に対する支援
- (3) 経済的支援の充実

Keyword



子ども



家族



支援

## 子どもの豊かな心を育むための支援

子育て支援室を中心に、子育て支援サービスの充実を図ります。また、放課後の子どもの居場所づくりに取り組みます。町社会福祉協議会、ボランティアとの連携により、子どもたちが様々な体験活動ができる機会を提供します。

### 主な 取り組み

- 子育て支援室での子育て支援
- スポーツを通した子どもの育成促進
- 子育て教室、親子教室の開催
- 子どもたちの様々な体験活動の促進
- 放課後児童健全育成事業
- 児童の権利に関する条約についての周知啓発

## 障がいのある子どもや家庭に対する支援

子どもの発育や発達状況の確認・把握に努め、相談しやすい環境を整備します。障がいのために支援を必要とする子どもの療育環境の充実を図ります。

### 主な 取り組み

- 障がい児施策の充実
- 小中学校における障がい児教育事業
- 認定こども園における障がい児保育事業
- 放課後等デイサービス事業



## 児童虐待への対応

子どもへの虐待防止に向けて、行政と地域が一体となって子育て家庭を見守る体制の構築に努めます。こども家庭センターを中心に、切れ目のない支援を進めます。

### 主な 取り組み

- 児童虐待防止についての理解と啓発
- 社会的養護施策との連携
- 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応
- こども家庭センターの運営



## 子どもの権利として、特に大切だと思うこと（アンケート調査 複数回答可）

子どもが仲よく家族といっしょに  
過ごす時間を持つこと

**76.3 %**

子どもの命が  
大切にされること

**71.0 %**

子どもが暴力や言葉で  
きずつけられないこと

**56.2 %**

等



Keyword



妊婦



赤ちゃん



保育

## 妊娠期からの切れ目のない支援

こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期まで、個々に応じた子育て支援プランを作成し、保健師や助産師等の訪問による相談支援を行います。

主な  
取り組み

- 母子健康手帳交付と子育て支援プランの作成
- 産後ケア事業
- 妊産婦健康診査、健康相談及び訪問指導



## 子どもの発達・発育に向けた支援

乳幼児の健康診査を実施し、必要に応じて支援を行います。乳児家庭の全戸訪問を行い、実態把握に努めます。年代に応じた子育て教室を開催し、子育て相談の場づくりに努めます。

主な  
取り組み

- 乳児家庭全戸訪問事業
- 育児相談、発達相談
- 乳幼児健康診査、歯科保健



## 多様な教育・保育の推進

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用促進を図ります。保護者の様々なニーズに対応するため、こども誰でも通園制度や病後児保育を実施します。

主な  
取り組み

- 認定こども園における地域の子育て支援事業
- こども誰でも通園制度（令和8年度から実施）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- 認定こども園阿田和保育園の新築整備事業



## 子育てと仕事の両立のための環境整備

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育てと仕事を両立しやすい環境づくりを進めます。

主な  
取り組み

- ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- 働きやすい職場環境の整備



## 支援体制の充実

貧困世帯の多くが複合的な問題を抱えていることから、町と町社会福祉協議会が共同で関係機関と連携しながら、包括的かつ重層的な支援体制を整備します。

### 主な 取り組み

- 子どもの貧困対策に係る支援体制の充実
- ヤングケアラーの啓発と支援の充実
- 学習・生活支援への連携



## ひとり親家庭等に対する支援

ひとり親家庭等の自立のため、子育てや生活、就業等の総合的な支援を進めます。

### 主な 取り組み

- ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 放課後児童健全育成事業利用料金の減免
- ひとり親日常生活支援事業
- ひとり親家庭等医療費助成



## 経済的支援の充実

各種手当等の支給により、家庭に対する経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。

### 主な 取り組み

- 各種手当の支給
- 医療費助成
- 保育料の無償化
- 副食費に係る費用の免除及び助成
- 就学に係る費用の負担軽減

### 経済的支援の一覧表（主な支援制度）

- |            |                |                   |
|------------|----------------|-------------------|
| ● 児童手当     | ● ひとり親家庭等医療費助成 | ● 副食費の免除・助成       |
| ● 児童扶養手当   | ● 保育料の無償化      | ● 放課後児童クラブ利用料金の減免 |
| ● 子ども医療費助成 | ● 就学援助費        |                   |



## 7

# 教育・保育の量の見込みと確保方策／ 計画の推進体制

## 教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育提供区域は、町全域を1つの区域として設定します。教育・保育事業の提供体制は、認定こども園を中心に確保します。また、令和8年度からはこども誰でも通園制度を実施します。

## 地域子ども・子育て支援事業の確保内容

主な地域子ども・子育て支援事業として、以下の事業を実施します。

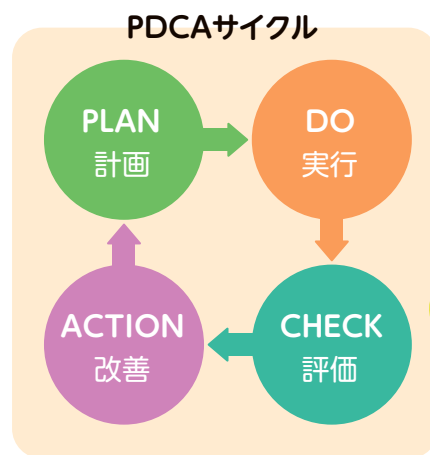
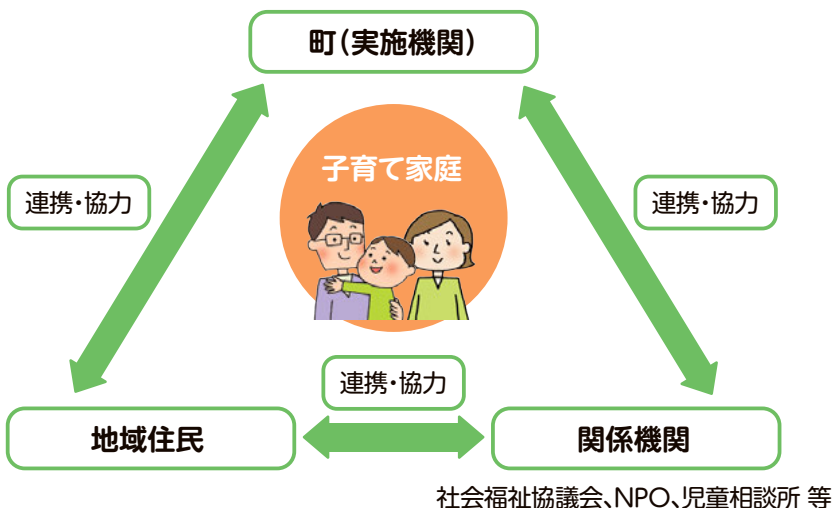
- 時間外保育事業(延長保育)
- 地域子育て支援拠点事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
- 一時預かり事業
- 利用者支援事業



## 8

# 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、町民、NPO、地域団体など各関係団体と連携を深めながら施策を推進していきます。計画の進捗状況については、「御浜町子ども・子育て会議」に報告し、PDCAサイクルに基づき評価・改善を行います。



## 第3期御浜町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行年月: 令和7年3月

発行者: 御浜町 健康福祉課

住所: 〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1

電話番号: 05979-3-0508

